

2018年(平成30年)9月6日(木曜日)

三島市選管届け出前 看板位置変更で警告 市長後援会事務所



市選管への届け出より前に掲げられた豊岡武士市長の後援会事務所の看板
＝三島市中央町で

三島市の豊岡武士市長の後援会事務所が、市選管に届け出をせずに看板の設置場所を変更し、公職選挙法に違反していたことが分かった。市選管は五日、後援会事務所の関係者に口頭で警告した。

市選管によると、公選法では看板の設置場所を変更する場合は市選管への届け出が必要とされる。後援会事務所は四日、看板の設置場所を三島市芝本町の支援者方前から同市中央町の市長選挙事務所前に変更する

と申請した。実際には看板は申請前の二日にすでに選挙事務所前に掲げられていた。市民から市選管に指摘があり判明した。

豊岡市長は本紙の取材に「土日にかかっていたこともあり、認識不足のところもあった。申し訳ないことをした。反省している」と述べた。

市選管の担当者は「現職の方にはルールをしっかりと守っていただかないと示がつかない」と話した。

(佐久間博康)